



安平町定住促進条例を知っていますか

令和3年4月1日から制度内容を変更しました。住宅建設時の助成金、子どもを出産した方への祝金、結婚した方への祝金、新規就農や創業した方への助成金、農業後継者や商工後継者への助成金、そして、町内企業で働く若者への助成金などをご用意しています。どれも申請期限などがあるため、早めに申請をお願いします。

結婚祝金 4万円分の町商工会商品券と町内温浴施設の入浴券を支給

結婚当事者の年齢がともに50歳未満であり、結婚後、14日以内に当事者がともに町民になる方で夫婦のいずれかが初婚である場合が対象。

出生祝金 出生1名につき5万円分の町商工会商品券を支給

出生届を町民として届けた当該保護者の方が対象。

※令和3年3月31日までに母子手帳の交付を受けた方で、第3子以降の場合は、従前の支給額にて支給されます。

住宅建設奨励助成金・転入奨励助成金・子育て助成金

町内に自己が居住するための住宅を建設する方に向けた助成金です。

	対 象	助成金
住宅建設奨励助成金	町が分譲する団地において、町と土地売買契約を行い、住宅を建設した方	20万円分の町商工会商品券
	上記以外の場所に住宅を建設した方	10万円分の町商工会商品券
転入奨励助成金	町外から転入し、町が分譲する団地において、町と土地売買契約を行い、住宅を建設した方	20万円分の町商工会商品券
	町外から転入し、上記以外の場所に住宅を建設した方	10万円分の町商工会商品券
子育て助成金	転入奨励助成金の対象に該当する世帯内に、満15歳以下の子どもがいる場合	10万円分の町商工会商品券

新規就農・商工業奨励助成金 20万円分の町商工会商品券を支給

新たに就農・商工業を行う方や親から経営移譲を受けられる方が対象。

若者雇用促進助成金 10万円分の町商工会商品券を支給

臨空工業団地、北町工業団地、安平工業団地、追分工場適地に事務所を置く企業へ正規職員として雇用（雇用日：令和2年4月1日以降）され、1年以上町内に居住している満35歳未満の方が対象。また、すでに該当企業に雇用されている満35歳未満の方が、令和2年4月1日以降に町内へ転入し、1年以上町内に居住している方も対象。企業へは、上記該当する職員1名につき、5万円を支給します。

※若者雇用促進助成金は、企業側からの申請となりますので、個人での申請は受け付けておりません。